

平成30年（2018年）12月定例議会本会議（12月14日）

生活環境常任委員長報告（議案）

ただいま議題となりました議案のうち、生活環境常任委員会に付託されました議案第132号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例中改正についてにつきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、12月6日会議を開き、案の説明を聴取して、質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、特定非営利活動法人が条例対象となるための基準及び手順、同法人の指定にあたり市が市民協働審議会からの答申と異なる判断を行った事例の有無、同法人が指定を受けた場合のデメリットについてであります。

次いで、討論はなく、採決の結果、議案第132号は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。